

2026 年 10 月 2 日

各 位

会 社 名	インフロニア・ホールディングス株式会社		
代表者名	代表執行役社長	岐部 一誠	
	(コード番号：5076 東証プライム市場)		
問合せ先	財務戦略部長	出口 一剛	
	(TEL：03-6380-8253)		

新株式発行及び株式の売出しに関するお知らせ

インフロニア・ホールディングス株式会社（以下「当社」という。）は、2026 年 10 月 2 日付の取締役会決議において、以下のとおり、新株式発行及び当社株式の売出しを行うことについて決定しましたので、お知らせいたします。

【本資金調達の目的】

当社は、2021 年 10 月 1 日に、前田建設工業（株）、前田道路（株）及び（株）前田製作所の完全親会社として設立されました。「どこまでも、インフラサービスの自由が広がる世界。」の実現をビジョンに掲げ、「インフラストラクチャー・ビジネスの既成概念に挑み、イノベーティブなアイデアで、世界中に最適なサービスを提供する。」を果たすべき使命と定め、企業活動を通じて、環境・社会課題の解決にとどまらず、社会そして地球の持続可能な発展に貢献する「総合インフラサービス企業」を目指しています。

従来、当社グループが属する建設業界においては、発注者の指示の下で設計・施工を請負う「請負事業」が長らく主要な収益基盤でありました。しかし、我が国においては、人口減少、高齢化の進展、国及び地方公共団体の財政制約の深刻化等によって、超長期的には工事の受注総額の減少が予測されていることに加え、高度経済成長期に整備された社会インフラの老朽化も進行しており、インフラの維持管理、更新及び運営の高度化・効率化が、今後より一層重要な社会課題になるものと認識しております。こうした中、近年では社会インフラの運営に民間の資金やノウハウを活用する「官民連携事業」が注目されており、日本政府主導の下、急速な市場拡大が見込まれています。

このような事業環境を踏まえ、当社グループは、従来の設計・施工を中心とした請負型ビジネスモデルに留まることなく、より高収益が期待できるインフラの企画・開発、投資、建設、運営及び維持管理に至るまでを一体的に提供する事業モデルへの転換を推進しております。具体的には、建築・土木事業等に代表される「請

ご注意：この文書は、いかなる証券についても投資募集行為の一部を構成するものではありません。この文書は、新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の募集又は売付けを構成するものではありません。文中で言及されている証券は 1933 年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る募集又は売付けを行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

負事業」に加え、インフラの運営に主眼を置く「脱請負事業」の拡充を重点的な成長施策として位置づけております。

当社グループは、エンジニアリング力、インフラ運営ノウハウ、ファイナンス力、地域ネットワーク構築力等を組み合わせた総合力を強みとしており、商社や金融プレイヤー等の他の官民連携事業参画者とは異なる、当社グループ独自の強みを活かして、官民連携事業への取り組みを加速していきます。

官民連携事業への取り組みの強化の一環として、2026 年 7 月には水・環境分野において国内トップクラスの事業基盤を有する水 ing（株）をグループに迎え入れました。水 ing（株）は、水処理設備の EPC・O&M に加え、官民連携による水道事業運営を主体的に担っており、約 3,000 人のフィールドエンジニアと全国 300 ヶ所以上の運転管理実績を強みとしております。今後は、同社が長年に亘り培ってきた水処理エンジニアリング力、開発力及び維持管理・運営ノウハウと、当社グループの建築・土木技術、プロジェクトマネジメント力及び官民連携事業の知見を融合することで、上下水道事業における設計・施工・維持管理・運営を一気通貫で提供できる体制を構築し、事業の最適化・効率化による収益性向上を図ってまいります。

加えて、当社グループは、スタジアム・アリーナ事業をはじめとする新たなインフラ運営領域への参画にも積極的に取り組んでおります。スタジアム・アリーナ等のスポーツ・エンターテインメント施設は、地域活性化、交流人口の増加、都市機能の向上等に寄与する社会インフラとしての重要性が高まっており、政府主導でスタジアム・アリーナ運営に関する官民連携事業の拡大が期待されています。当社グループは、国立競技場や、IG アリーナ（愛知国際アリーナ）等の大型案件への参画実績を有しており、施設の整備に留まらず、運営、維持管理及び地域価値の向上を含めた包括的なインフラサービスの提供を目指しております。

また、再生可能エネルギー事業にも注力しており、2024 年 1 月には日本風力開発（株）をグループに迎え入れました。日本風力開発（株）は、開発、施工、運営、売却を一気通貫で手掛け、陸上風力発電所を中心に国内外で 308 基以上、総発電容量約 612,490kW の開発（2026 年 7 月時点）実績を有しています。日本風力開発（株）は、2026 年 6 月時点において、総発電容量約 3,000MW 以上の風力発電事業の開発予定プロジェクトを抱えており、今後、我が国における風力発電の導入拡大が見込まれる中、当社グループの将来の収益基盤となるとともに、次世代エネルギー社会の構築に貢献していくものと確信しております。

「総合インフラサービス企業」を目指して「脱請負事業」の加速を図る一方、「請負事業」においても更なる強化を図っています。防災・減災、国土強靱化、カーボンニュートラル、GX、半導体関連等、日本政府が主導する戦略分野への官民投資を背景として、我が国の建設市場は 2030 年度にかけて高水準な建設関連需要が見込まれております。当社グループは、長年培ってきた技術力、施工力及び受注採算管理能力を活用し、戦略投資分野における需要を着実に取り込むことで、請負事業の収益基盤の更なる強化を図ってまいります。

当社は 2025 年 9 月には三井住友建設（株）との経営統合を企図した公開買付けを完了し、同社は 2026 年 10 月 1 日に「アルソシア建設（株）」と社名変更いたしました（以下「本経営統合」という。）。アルソシア建設（株）は、土木事業において橋梁分野で業界屈指の設計・施工実績を有しているほか、建築事業においては超高層建築やプレキャスト技術に強みを有しております。また、海外事業においても、東南アジア及び南アジアを中心に、土木事業における ODA 事業やインフラ事業、建築事業における日系企業の工場施設建設等において豊富な実績を有しております。本経営統合により、当社グループの土木・建築分野におけるエンジニアリング力の強化と対応領域の拡大に加え、「脱請負事業」領域においても、シナジー創出が可能であると考えています。

ご注意：この文書は、いかなる証券についても投資募集行為の一部を構成するものではありません。この文書は、新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の募集又は売付けを構成するものではありません。文中で言及されている証券は 1933 年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る募集又は売付けを行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定していません。

このように、当社は「総合インフラサービス企業」の実現に寄与する事業シナジーを発現できるM&Aに積極的に取り組んでおり、着実な利益成長と事業領域の拡大を実現してまいりました。今後も戦略的なM&A機会の獲得を継続的に目指しています。

当社は今回の資金調達に際して、ステークホルダーへの影響や足元の市況等を十分に考慮した上で、主力事業である「請負事業」の強化と、更なる成長が期待される「脱請負事業」への積極投資を可能とする資金力の強化及びそれを支える安定的な財務基盤の構築に向けて、様々な手法を検討しました。その結果、新株式発行による資金調達が、「総合インフラサービス企業」の実現に向けた中長期的な収益性向上と事業基盤拡大及び財務体質の健全性確保を両立させ得る最も適切な手法であるとの結論に至りました。今回の新株式発行に伴う手取金概算額 147,236,202,000 円はアルソシア建設（株）及び水 ing（株）のM&Aに際して調達した短期借入金返済へ充当し、残額が生じた場合は、当社の事業基盤拡大のため、将来の戦略的なM&Aへ充当する予定です。さらに、海外を含め幅広い地域において募集を実施することにより、投資家層の更なる拡大及び株式流動性の向上が期待できると考えております。当社は今回の新株式発行を通じて、今後の持続的な企業価値及び株主価値の向上の実現を目指してまいります。

ご注意：この文書は、いかなる証券についても投資募集行為の一部を構成するものではありません。この文書は、新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の募集又は売付けを構成するものではありません。文中で言及されている証券は1933年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る募集又は売付けを行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 下記①及び②の合計による当社普通株式 47,826,100 株
- ① 下記(4)①に記載の国内一般募集における国内引受会社の買取引受
けの対象株式として当社普通株式 12,076,100 株
- ② 下記(4)②に記載の海外募集における海外引受会社の買取引受
けの対象株式として当社普通株式 35,750,000 株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定
される方式により、2026 年 10 月 21 日（水）から 2026 年 10 月 26 日
（月）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に
決定する。
- (3) 増加する資本金及び
資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資
本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が
生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本
準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額
を減じた額とする。
- (4) 募 集 方 法 国内及び海外における同時募集とする。
- ① 国内一般募集
国内における募集（以下「国内一般募集」という。）は一般募集と
し、SMBC 日興証券株式会社、大和証券株式会社、みずほ証券株
式会社及び野村證券株式会社を共同主幹事会社兼ジョイント・ブッ
クランナーとする国内引受会社（以下「国内引受会社」と総称する。）
に、国内一般募集に係る全株式を買取引受けさせる。
- ② 海外募集
海外における募集（以下「海外募集」という。）は海外市場（ただ
し、米国においては 1933 年米国証券法に基づくルール 144A に従った
適格機関投資家に対する販売に限る。）における募集とし、SMBC Bank
International plc、Daiwa Capital Markets Europe Limited、Mizuho
International plc、Nomura International plc 及び J.P. Morgan
Securities plc を共同主幹事会社兼ジョイント・ブッ
クランナーと
する海外引受会社（以下「海外引受会社」といい、国内引受会社と併
せて「引受人」と総称する。）に、海外募集に係る全株式を総額個別
買取引受けさせる。
- なお、上記①及び②に記載の各募集に係る株式数については、国内一般
募集 12,076,100 株及び海外募集 35,750,000 株を目処に募集を行うが、
その最終的な内訳は、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に
決定する。
- また、上記①及び②に記載の各募集における発行価格（募集価格）は、
日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定

ご注意：この文書は、いかなる証券についても投資募集行為の一部を構成するものではありません。この文書は、新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の募集又は売付けを構成するものではありません。文中で言及されている証券は 1933 年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る募集又は売付けを行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（当該価格が3,000円超の場合は1円単位として1円未満の額を切捨て、3,000円以下の場合は0.5円単位として0.5円未満の額を切捨てる。）を仮条件として需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。

国内一般募集及び海外募集並びに下記「2. 株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しのジョイント・グローバル・コーディネーターはSMB C日興証券株式会社及び大和証券株式会社とする。

- (5) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして国内一般募集及び海外募集における発行価格（募集価格）から払込金額（引受人より当社に払込まれる金額）を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申 込 期 間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで（国内一般募集）
- (7) 払 込 期 日 2026年10月27日（火）から2026年10月30日（金）までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の4営業日後の日とする。
- (8) 受 渡 期 日 上記払込期日の翌営業日とする。
- (9) 申 込 証 拠 金 1株につき発行価格（募集価格）と同一の金額とする。
- (10) 申 込 株 数 単 位 100株
- (11) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、発行価格（募集価格）、その他公募による新株式発行に必要な一切の事項の決定は、代表執行役社長 岐部一誠に一任する。
- (12) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記【ご参考】1.をご参照）

- (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 7,173,900株
なお、上記売出株式数は上限の株式数を示したもので、国内一般募集の需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合がある。売出株式数は国内一般募集の需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。
- (2) 売 出 人 SMB C日興証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は国内一般募集及び海外募集における発行価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 国内一般募集の需要状況等を勘案し、国内一般募集の事務主幹事会社であるSMB C日興証券株式会社が当社株主である光が丘興産株式会社（以下「貸株人」という。）より借り入れる当社普通株式について追加的に国内における売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 国内一般募集における申込期間と同一とする。

ご注意：この文書は、いかなる証券についても投資募集行為の一部を構成するものではありません。この文書は、新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の募集又は売付けを構成するものではありません。文中で言及されている証券は1933年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る募集又は売付けを行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

- (6) 受 渡 期 日 国内一般募集における受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 国内一般募集における申込証拠金と同一とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (9) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定は、代表執行役社長 岐部一誠に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。なお、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の公募による新株式発行が中止となる場合は、オーバーアロットメントによる売出しも中止する。

3. 第三者割当による新株式発行（本第三者割当増資）（後記【ご参考】 1. をご参照）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 7,173,900 株
- (2) 払込金額の決定方法 発行価格等決定日に決定する。ただし、払込金額は国内一般募集及び海外募集における払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割 当 先 及 び 割 当 株 式 数 SMBC日興証券株式会社 7,173,900 株
- (5) 申 込 期 日 2026年11月24日（火）から2026年11月30日（月）までの間のいずれかの日。ただし、国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から起算して30日目の日（30日目の日が営業日でない場合はその前営業日）の翌営業日とする。
- (6) 払 込 期 日 2026年11月25日（水）から2026年12月1日（火）までの間のいずれかの日。ただし、国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から起算して30日目の日（30日目の日が営業日でない場合はその前営業日）の2営業日後の日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定は、代表執行役社長 岐部一誠に一任する。
- (9) 上記(5)に記載の申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。なお、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の公募による新株式発行が中止となる場合は、第三者割当による新株式発行も中止する。

ご注意：この文書は、いかなる証券についても投資募集行為の一部を構成するものではありません。この文書は、新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。なお、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の募集又は売付けを構成するものではありません。文中で言及されている証券は1933年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る募集又は売付けを行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

【ご参考】

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

国内一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、7,173,900株を上限として、国内一般募集の事務主幹事会社であるSMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の国内における売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。なお、当該売出株式数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、SMB C日興証券株式会社が貸株人から借り入れた当社普通株式（以下「借入株式」という。）の返還に必要な株式を取得させるために、当社は、2026年10月2日（金）付の取締役会決議において、SMB C日興証券株式会社を割当先とする第三者割当増資（以下「本第三者割当増資」という。）を行うことを決定しております。

SMB C日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から当該申込期間終了日の翌日から起算して30日目の日（30日目の日が営業日でない場合はその前営業日）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。（注））、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（以下「上限株式数」という。）の範囲内で株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた当社普通株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMB C日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない場合、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

また、SMB C日興証券株式会社は、国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間中、当社普通株式について安定操作取引を行うことがあり、当該安定操作取引で買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入株式の返還に充当する場合があります。

SMB C日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引により買付けし借入株式の返還に充当する株式数を控除した株式数についてのみ、本第三者割当増資の割当てに応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する場合、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

SMB C日興証券株式会社が本第三者割当増資の割当てに応じる場合には、SMB C日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、SMB C日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。したがって、SMB C日興証券株式会社は本第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により、本第三者割当増資による新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

安定操作取引及びシンジケートカバー取引については、SMB C日興証券株式会社は、大和証券株式会社、みずほ証券株式会社及び野村證券株式会社と協議の上、これらを行います。

ご注意：この文書は、いかなる証券についても投資募集行為の一部を構成するものではありません。この文書は、新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の募集又は売付けを構成するものではありません。文中で言及されている証券は1933年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る募集又は売付けを行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

(注) シンジケートカバー取引期間は、

- ① 発行価格等決定日が2026年10月21日(水)の場合、「2026年10月24日(土)から2026年11月20日(金)までの間」
 - ② 発行価格等決定日が2026年10月22日(木)の場合、「2026年10月27日(火)から2026年11月25日(水)までの間」
 - ③ 発行価格等決定日が2026年10月23日(金)の場合、「2026年10月28日(水)から2026年11月26日(木)までの間」
 - ④ 発行価格等決定日が2026年10月26日(月)の場合、「2026年10月29日(木)から2026年11月27日(金)までの間」
- となります。

2. 今回の増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	普通株式	274,845,024株
(2026年9月30日現在)	第1回社債型種類株式	20,000,000株
	合計	294,845,024株
公募による新株式発行による増加株式数	普通株式	47,826,100株
公募による新株式発行後の発行済株式総数	普通株式	322,671,124株
	第1回社債型種類株式	20,000,000株
	合計	342,671,124株
本第三者割当増資による増加株式数	普通株式(注)	7,173,900株
本第三者割当増資後の発行済株式総数	普通株式(注)	329,845,024株
	第1回社債型種類株式	20,000,000株
	合計(注)	349,845,024株

(注) 前記「3. 第三者割当による新株式発行(本第三者割当増資)」の割当株式数の全株式に対しSMB C日興証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の株式数です。

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の国内一般募集及び海外募集並びに本第三者割当増資の手取概算額合計上限147,236,202,000円については、2026年12月までに117,000百万円を短期借入金の返済資金に充当し、残額が生じた場合には2028年3月末までに建設請負業やインフラ運営事業、スタジアム・アリーナ事業領域を中心とした当社グループの事業拡大のための戦略的なM&Aを実行するためのM&A待機資金に充当する予定であります。

上記短期借入金は、アルソシア建設(株)(2026年10月1日付で三井住友建設(株)から社名変更)及び水ing(株)の買収に伴い借り入れた借入金であります。このうち、アルソシア建設(株)買収分に係る77,000百万円(返済期限2027年3月25日)は、当社による2025年9月26日付のアルソシア建設(株)の発行済株式総数の80.61%の取得及びその後の同社の臨時株主総会における株式併合の承認可決を経て行われた2025年12月23日付の完全子会社化(支払対価94,128百万円)に伴い、(株)三井住友

ご注意：この文書は、いかなる証券についても投資募集行為の一部を構成するものではありません。この文書は、新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。なお、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の募集又は売付けを構成するものではありません。文中で言及されている証券は1933年米国証券法(以下「米国証券法」という。)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る募集又は売付けを行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

銀行及び三井住友信託銀行（株）から借り入れた 95,000 百万円の借入金の残額であります。加えて、水 ing（株）買収分に係る 40,000 百万円（返済期限 2027 年 7 月 1 日）は、当社による 2026 年 7 月 1 日付の水 ing（株）の全株式の取得による完全子会社化（支払対価 75,204 百万円）に伴い、（株）三井住友銀行及び（株）SBI 新生銀行から借り入れた借入金であります。

アルソシア建設（株）との経営統合を通じて、請負事業である建築・土木事業においてはスケールメリットの発現やエンジニアリング力の強化を図ることで競争力を高めるとともに、アルソシア建設（株）が有する豊富な海外案件実績に支えられたノウハウを活用し、海外事業展開の加速を図っております。また、脱請負事業においては、水 ing（株）の参画により、上下水道施設の運転維持管理から更新・運営までを担う水事業領域における事業基盤を強化し、今後市場拡大が見込まれる官民連携事業や水事業での更なる案件の獲得及び収益基盤の拡大を通じてインフラ運営事業の強化を図っております。請負と脱請負の双方を深化・強化することで、インフラの上流から下流まで一貫通貫でサービスを提供する「総合インフラサービス企業」の実現を目指してまいります。

なお、上記金額分の M&A を実施しなかった場合、残額分については既存借入金の返済に充当する予定であります。

（2）前回調達資金の使途の変更

変更はありません。

（3）業績に与える影響

本資金調達による当期業績予想への影響はございません。本資金調達を通じて財務体質の強化を図りながら、上記（1）に記載の使途に充当することで、中長期的な収益の向上に寄与するものと考えております。

4. 株主への利益配分等

（1）利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆様に対する利益の還元を経営上の重要な施策の一つとして位置づけており、『INFRONEER Medium-term Vision 2027 中期経営計画』（以下「中期経営計画」という。）の還元方針に基づき、普通株式 1 株当たり年間配当金 60 円を下限に、配当性向を 40%以上とし、安定かつ成長に連動した還元を努めることを基本方針としています。当社の剰余金の配当は、中間配当と期末配当の年 2 回行うこととしており、会社法第 459 条第 1 項の定めに基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を定款に定めています。

なお、事業活動による安定した利益確保に加え、政策保有株式等の売却を通じて得た資金の使途として、株主還元のほか、官民連携事業や再生可能エネルギー事業等の成長投資に振り向け、事業領域の拡大と利益の最大化を目指しています。

2027 年 3 月期以降につきましては、継続して安定的な利益確保が見込まれることに鑑み、配当性向 40%以上、普通株式 1 株当たり年間配当金の下限を 90 円とすることとしました。引き続き、中期経営計画に定める還元方針に基づき、一層の利益還元に努めてまいります。なお、第 1 回社債型種類株式については、発行時に定めた所定の計算による配当を実施します。

ご注意：この文書は、いかなる証券についても投資募集行為の一部を構成するものではありません。この文書は、新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の募集又は売付けを構成するものではありません。文中で言及されている証券は 1933 年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る募集又は売付けを行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記「(1) 利益配分に関する基本方針」に記載のとおりであります。

(3) 内部留保資金の使途

上記「(1) 利益配分に関する基本方針」に記載のとおりであります。

(4) 過去3決算期間の普通株式の配当状況等

	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
基本的1株当たり当期利益	130.51円	124.15円	295.46円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	60.00円 (25.00円)	60.00円 (30.00円)	120.00円 (30.00円)
実績連結配当性向	46.0%	48.3%	40.6%
親会社所有者帰属持分当期利益率	8.6%	7.5%	16.0%
親会社所有者帰属持分配当率	3.9%	3.6%	6.5%

(注) 1. 上記の数値は国際会計基準に基づいております。

2. 1株当たり年間配当金(内1株当たり中間配当金)、実績連結配当性向、親会社所有者帰属持分当期利益率及び親会社所有者帰属持分配当率は、普通株式に係る数値です。

3. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を基本的1株当たり当期利益で除した数値です。

4. 社債型種類株式の配当金は基本的1株当たり当期利益の算定において控除しています。

5. 親会社所有者帰属持分当期利益率は、親会社の所有者に帰属する当期利益から当社普通株主に帰属しない金額を控除した金額を、親会社の所有者に帰属する持分から当社普通株主に帰属しない金額を控除した金額(期首と期末の平均)で除した数値です。

6. 親会社所有者帰属持分配当率は、1株当たり年間配当金を、1株当たり親会社所有者帰属持分(親会社の所有者に帰属する持分から当社普通株主に帰属しない金額を控除して算出)(期首と期末の平均)で除した数値です。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

当社は、下記(3)に記載のとおり、2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(グリーンCB)を発行しており、現時点の転換価額における潜在株式数は36,135,870株です。今回の新株式発行後の普通株式の発行済株式総数(329,845,024株)に対する潜在株式数の比率は10.96%となる見込みであります。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

ご注意：この文書は、いかなる証券についても投資募集行為の一部を構成するものではありません。この文書は、新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項(作成された場合)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の募集又は売付けを構成するものではありません。文中で言及されている証券は1933年米国証券法(以下「米国証券法」という。)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る募集又は売付けを行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

① エクイティ・ファイナンスの状況

年月日	調達した資金の額	調達後資本金	調達後資本準備金
2024年4月8日	2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（グリーンCB）の発行 60,000百万円	20,000百万円	5,000百万円
2024年8月1日 (注)	第1回社債型種類株式（グリーン社債型種類株式）の発行 100,000百万円	20,000百万円	5,000百万円
2026年5月28日	株式給付信託（BBT及びJ-ESOP）に係る追加拠出に伴う自己株式の処分 15,265百万円	20,000百万円	5,000百万円
2026年6月10日	株式給付信託（従業員持株会処分型-SLL）の新規導入に伴う自己株式の処分 13,532百万円	20,000百万円	5,000百万円

(注) 2024年8月1日付で、会社法第447条第1項及び第3項並びに会社法第448条第1項及び第3項の規定に基づき、当該発行により増加する資本金の額と同額の資本金の額（48,750百万円）を、また、当該発行により増加する資本準備金の額と同額の資本準備金の額（48,750百万円）をそれぞれ減少させ、それぞれの全額を「その他資本剰余金」に振り替えております。上記の調達後資本金及び調達後資本準備金の金額は、当該減少後を反映しております。

② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期	2027年3月期
始 値	1,035 円	1,458.0 円	1,219.5 円	2,237.5 円
高 値	1,654.0 円	1,489.0 円	2,785.0 円	2,963.0 円
安 値	1,005 円	1,105.0 円	1,089.0 円	2,031.5 円
終 値	1,443.5 円	1,207.5 円	2,157.5 円	2,754.0 円
株価収益率	11.1 倍	9.7 倍	7.3 倍	一倍

- (注) 1. 2027年3月期の株価については、2026年10月1日（木）現在で記載しております。
2. 株価収益率は決算期末の株価（終値）を当該決算期の基本的1株当たり当期利益で除した数値です。また、2027年3月期については未確定のため記載しておりません。

③ 過去5年間に行われた第三者割当増資における割当先の保有方針の変更等
該当事項はありません。

ご注意：この文書は、いかなる証券についても投資募集行為の一部を構成するものではありません。この文書は、新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の募集又は売付けを構成するものではありません。文中で言及されている証券は1933年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る募集又は売付けを行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

(4) ロックアップについて

国内一般募集及び海外募集に関し、当社株主である光が丘興産株式会社は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対して、発行価格等決定日に始まり、国内一般募集及び海外募集の受渡期日から起算して 180 日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中は、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式に転換若しくは交換され得る有価証券の売却等（オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し付けることを除く。）を行わない旨を合意しております。

また、当社はジョイント・グローバル・コーディネーターに対して、ロックアップ期間中は、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式に転換若しくは交換され得る有価証券の発行等（国内一般募集、海外募集及び本第三者割当増資に係る新株式発行、株式分割による新株式発行、導入済の譲渡制限付株式報酬制度に係る当社普通株式の発行又は処分、並びに導入済の株式給付信託（J-ESOP）、株式給付信託（BBT）又は株式給付信託（従業員持株会処分型-SLL）に係る当社普通株式の発行又は処分等を除く。）を行わない旨を合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、ジョイント・グローバル・コーディネーターは、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はロックアップ期間を短縮する権限を有しております。

以 上

ご注意：この文書は、いかなる証券についても投資募集行為の一部を構成するものではありません。この文書は、新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の募集又は売付けを構成するものではありません。文中で言及されている証券は 1933 年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る募集又は売付けを行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。